

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月23日

豊田市長 殿

提出者

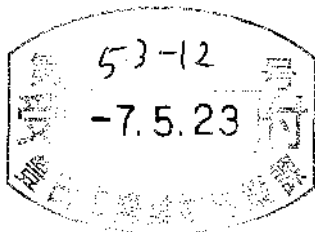
住所 〒471-0033 愛知県豊田市月見町2丁目4番地10

氏名 三登建設株式会社

代表取締役 松井 理竜

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0565-32-1530



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三登建設株式会社 各現場
事業場の所在地	愛知県豊田市月見町2丁目4番地10 他 豊田市内各現場
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	700 百万円
③ 従業員数	19 名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の一連の処理の工程

工事種類	発生する産業廃棄物	処理法	最終物
建築工事	旧建築物解体		
	→ がれき類(コンクリート塊)	→ 破碎・選別	→ 再生砕石
	→ ガラス・陶磁器くず	→ 破碎・選別	→ 再生路盤材 埋立
	→ 廃石膏ボード	→ 破碎・選別	→ 再生路盤材 埋立
	→ 廃プラスチック	→ 混合・溶融 破碎	→ 人工砕石 再生原料
	→ 木くず	→ 破碎	→ ・チップ ・肥料 ・原料
	→ 紙くず	→ 裁断・溶融 焼却	→ 再生梱包材 管理型埋立
	→ 金属くず	→ 選別	→ 金属原料
	→ 混合物	→ 選別	→ 再生原料 埋立等
	基礎工事		
	→ 汚泥	→ 脱水・乾燥	→ 再生土
	→ がれき類(コンクリート塊)	→ 破碎・選別	→ 再生砕石
	建築工事		
	→ 廃プラスチック	→ 混合・溶融 破碎	→ 人工砕石 再生原料
	→ 木くず	→ 破碎	→ ・チップ ・肥料 ・原料
	→ 紙くず	→ 裁断・溶融 焼却	→ 再生梱包材 管理型埋立
	→ 金属くず	→ 選別	→ 金属原料
土木工事	→ がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)	→ 破碎・選別	→ 再生砕石 再生合材
	→ 廃プラスチック	→ 混合・溶融 破碎	→ 人工砕石 再生原料
	→ 木くず	→ 破碎	→ ・チップ ・肥料 ・原料

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

会社 産業廃棄物処理責任者

- └ 土木工事部 産業廃棄物処理責任者（現場責任者）
- └ 総務部 産業廃棄物処理責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・現場発生コンクリートがらなどのがれきは、努めて中間処理工場に収集・運搬し再生砕石、路盤材に利用した。 ・工事においては、コンクリート二次製品など材料規格寸法に合った施工要領を検討し、端材発生をなくするよう努めた。		
②計画	【目 標】 別紙2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・コンクリートがら、アスファルトがらは努めて中間処理工場に収集・運搬し再生砕石、路盤材に利用する。 ・施工の計画当初から、コンクリート二次製品材の減少に努め、施工検討会で確認指示する。また実績報告等で確認する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・コンクリートがら、アスファルトがら、金属くず、廃プラスチック、木くずについては分別を実施し、再生利用する処分業者に処理を委託している。 ・ペットボトル、弁当くずなど一般廃棄物は産業廃棄物としないよう持ち帰る。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 混合廃棄物について引き続き分別を推進し、再生利用しうるものは混合物としないよう努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

単位：t

【前年度（令和6年度）実績】															合計
産業 廃棄物 の種類	がれき類			建設汚泥	廃プラ スチック 類	金属く ず	木くず	紙くず	繊維く ず	ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁 器くず		建設混合廃棄物		石綿含 有混合 産業廃 棄物	
	コン クリートが ら	アスファ ルトがら	その 他 がれ き類							廃石膏 ボード	ガラ ス・陶 磁器く ず	安定型	管理型		
排出量	26	1,499	0	12	72	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1,610

単位：t

【目 標】															合計
産業 廃棄物 の種類	がれき類			建設汚泥	廃プラ スチック 類	金属く ず	木くず	紙くず	繊維く ず	ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁 器くず		建設混合廃棄物		石綿含 有混合 産業廃 棄物	
	コン クリートが ら	アスファ ルトがら	その 他がれ き類							廃石膏 ボード	ガラ ス・陶 磁器く ず	安定型	管理型		
排出量	20	1,000	0	10	50	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1,081

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙3 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・コンクリートがら、アスファルトがら、金属くず、木くずなど、再生利用をする処理業者に処理を委託 ・混合廃棄物は、分別処理を実施する処理業者に委託している。		

[illegible][illegible]

②計画	【目標】 別紙3 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後もコンクリートがら、アスファルトがら、金属くず、木くずなど、再生利用をする処理業者に処理を委託 ・今後も混合廃棄物は、選別する処理業者に委託 ・優良認定処理業者を選定し処理を委託 ・定期的に処分場の現地確認を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。